

平成 25 年度福岡市移動支援事業に関するアンケート調査結果報告

I 調査の概要

(1) 目的

「福岡市障がい保健福祉計画」の計画期間中の主な取り組みの一つとして、移動支援の利用実態を把握するとともに、移動支援の利便性向上を検討する上での利用者のニーズを把握する。

(2) 調査対象者

福岡市内に居住する移動支援支給決定者および福岡市内の事業所

- ・移動支援支給決定者のうち、現にサービスを利用している者
- ・移動支援支給決定者のうち、現にサービスを利用していない者
- ・移動支援事業所（約 200）のうち、利用者数の多い事業所

(3) 調査対象者数および有効回答者数

ア 支給決定者数

実利用者	平成 25 年 9 月末 現在の実利用者数	調査対象者 数	回答者数	回答率
身体障がい者	331	100	64	64.0%
知的障がい者	245	100	69	69.0%
精神障がい者	65	65	33	50.8%
身体・知的障がい児	231	100	60	60.0%
合計	872	365	226	61.9%

未利用者	平成 25 年 9 月末 現在の未利用者数	調査対象者 数	回答者数	回答率
身体障がい者	348	100	55	55.0%
知的障がい者	391	100	52	52.0%
精神障がい者	99	96	45	46.9%
身体・知的障がい児	312	100	57	57.0%
合計	1150	396	209	52.8%

イ 事業所数

	調査対象者 数	回答者数	回答率
事業所数	30	22	73.3%

(4) 調査対象者抽出方法（支給決定者）

- ① 利用者と未利用者、②身体型、非身体型、③年齢を考慮して層化無作為抽出。

(5) 調査時期 平成 25 年 1 2 月～平成 26 年 1 月

(6) 調査方法 郵送

Ⅱ 移動支援事業の概要（事業所説明会資料より抜粋）（参考）

(1) サービスの内容

区役所や病院等へ外出する際、介護者が同伴できないときに、徒歩や公共交通機関（バス・鉄道・タクシー等）を使ってヘルパーが一对一で付き添い、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護など外出の支援を行う。

※外出前後に行われる衣服の着脱介助など外出する際の必要な援助も行う。

(2) 対象者

① 重度の脳性まひ等全身性障がい者・児

（両上肢・両下肢のうち3肢以上に障がいがあり、上肢下肢いずれも身体障害者手帳1～2級である人。ただし、上肢下肢の一方が1～2級、もう一方が3級であっても車イスでの自走ができないため、移動支援の必要性が認められる場合は利用できる。）

② 重度の知的障がい者・児（療育手帳A）

③ 障がい支援区分が1以上の精神障がい者または精神保健福祉手帳2級以上の精神障がい児で、一人で外出ができない人

④ 重度の視覚障がい者・児（身体障害者手帳1・2級）

※原則、視覚障がい者・児は同行援護での決定となります。

①～④のいずれかに該当し、外出時に付き添いをする人がいない場合、サービスの対象となる。

(3) 利用が可能な時間

月40時間以内

(4) 利用できる外出内容

ア 社会生活上外出が必要不可欠な外出

- ① 市役所・区役所等各種手続、相談等のための外出
- ② 郵便局、銀行等金融機関利用のための外出
- ③ 医療機関への受診、相談のための外出
- ④ 入院・入所中あるいは在宅療養中の家族及び知人の見舞いのための外出
- ⑤ その他上記に準じる外出

イ 余暇活動等社会参加促進のための外出をする場合

- ① 本市において開催される催しや大会、研修会などに参加するための外出
- ② 利用者の子どもの学校行事への参加のための外出
- ③ 公的施設利用のための外出
- ④ 買物・理美容のための外出
- ⑤ 習い事・サークル活動などのための外出
- ⑥ その他上記に準じ社会参加の観点から適当と認められる外出

(5) 利用が認められない外出内容

- ① 通勤、営業活動等経済活動に係る外出
- ② 社会通念上適当でないと認められる外出（例：ギャンブル、飲酒を目的とした外出等）

- ③ 募金、宗教、政治的活動等、特定の利益を目的とする団体活動のための外出
(ただし、葬式、法事等一般的慣習として行われている行事への外出は利用可)
- ④ 通年かつ長期にわたる外出(例:通園、通学、施設・作業所への通所等)
- ⑤ 介護者が運転する車を利用した外出
- ⑥ 道路運送法上の許可等を受けていないヘルパー及び利用する事業所関係者が運転する車を利用した外出(タクシーは可)
- ⑦ 散歩(目的がない場合の外出)(ただし、買い物等目的がある外出は利用可)
- ⑧ 宿泊を伴う外出

(6) その他

- ① ヘルパーの付き添い中の交通費や施設入場料等(食事代を除く)については、利用者の負担。
- ② 自宅以外が起点・終点となる場合(外出先から別の外出先への移動)も、利用が認められる。
- ③ 利用が認められない外出先が移動の起点・終点になる場合や一連の外出の中で一箇所でも目的地に含まれる場合は当該サービス全体が報酬算定の対象とならない。例えば、病院から施設の送迎バスのバス停に行く場合や、学校から病院に行く場合(通所や通学等を実質的に支援していると考えられるため、対象外となる。)
- ④ 目的地での活動中の利用(習い事やサークル活動中、スポーツ施設や温泉施設などの利用中)は、移動支援の報酬算定の対象とならない。(ただし、主催者や施設管理者が対応できない休憩時間等の食事・排せつ・移動の介助・着替えの介助は利用が認められる。)
- ⑤ スポーツの指導や相手などはガイドヘルパーの本来業務とはならないため、報酬算定の対象とならない。例えば、マラソンの伴走、水泳等をヘルパーと一緒にすること。
- ⑥ ヘルパー及び利用する事業所関係者が運転する車を利用して外出する場合は、別途道路運送法上の許可等が必要(その上で、運転時間中は報酬の算定対象外。)。これらを受けずに実施した場合、一連の介助すべてが報酬算定の対象外となる。なお、運送に係る費用の徴収にかかわらず、道路運送法上の許可等を受けずに、ヘルパーや事業者が車を利用し外出支援をおこなった場合は、道路運送法により処罰される場合がある。
- ⑦ 介護者が同伴できないときに利用できるサービスであるため、介護者が運転する車を利用した外出は移動支援の報酬算定の対象とならない。ただし、やむを得ない事情がある時は認められる場合があるので各区に相談すること。
- ⑧ 通園・通学の介助について移動支援の報酬算定の対象とならない。
ただし、保護者の入院等、やむを得ない事情がある時は認められる場合があるので各区に相談すること。
- ⑨ 継続的に通院等が必要なため支給決定時間が不足する場合には、状況に応じて支給量を上乗せすることがあるので各区に相談すること。ただし、その上乗せされた支給量は通院のためにのみ利用することができ、買い物などの他の目的で利用することはできない。
例えば、通院の帰りに買い物による場合、買い物に要した時間は上乗せ部分を使用してはいけない。
- ⑩ 入院・入所している方は利用できない。
- ⑪ 通院時の介助については、後述参照。

(7) 単価等

障がい福祉サービスにおける居宅介護の単位数を準用。

- ① 身体介護を伴う場合は「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の単位数

② 身体介護を伴わない場合は「通院等介助（身体介護を伴わない場合）」の単位数

Ⅲ アンケートの集計結果

1. 外出目的（支給決定者（実利用者のうち問8でガイドヘルパーと答えた方が回答），複数回答あり）（問9）

	全体 (N=217)	身体障がい者 (N=62)	知的障がい者 (N=66)	精神障がい者 (N=30)	身体・知的障がい児(N=59)
1位	買い物・理美容 (75.7%)	買い物・理美容 (79.0%)	買い物・理美容 (76.1%)	医療機関の受診 (80.0%)	買い物・理美容 (76.3%)
2位	食事・喫茶 (51.4%)	食事・喫茶(56.5%)	食事・喫茶 (56.7%)	買い物・理美容 (66.7%)	食事・喫茶 (55.9%)
3位	医療機関の受診 (42.2%)	医療機関の受診 (54.8%)	映画・コンサート・スポーツ観戦(40.3%)	市役所や区役所等での手続き・相談 (23.3%)	公園 (39.0%)
4位	映画・コンサート・スポーツ観戦(32.6%)	映画・コンサート・スポーツ観戦(46.8%)	公園 (34.3%)	食事・喫茶 (20.0%)	医療機関の受診 (35.6%)
その他		公園 (14.5%)	医療機関の受診 (19.4%)	公園 (16.7%)	

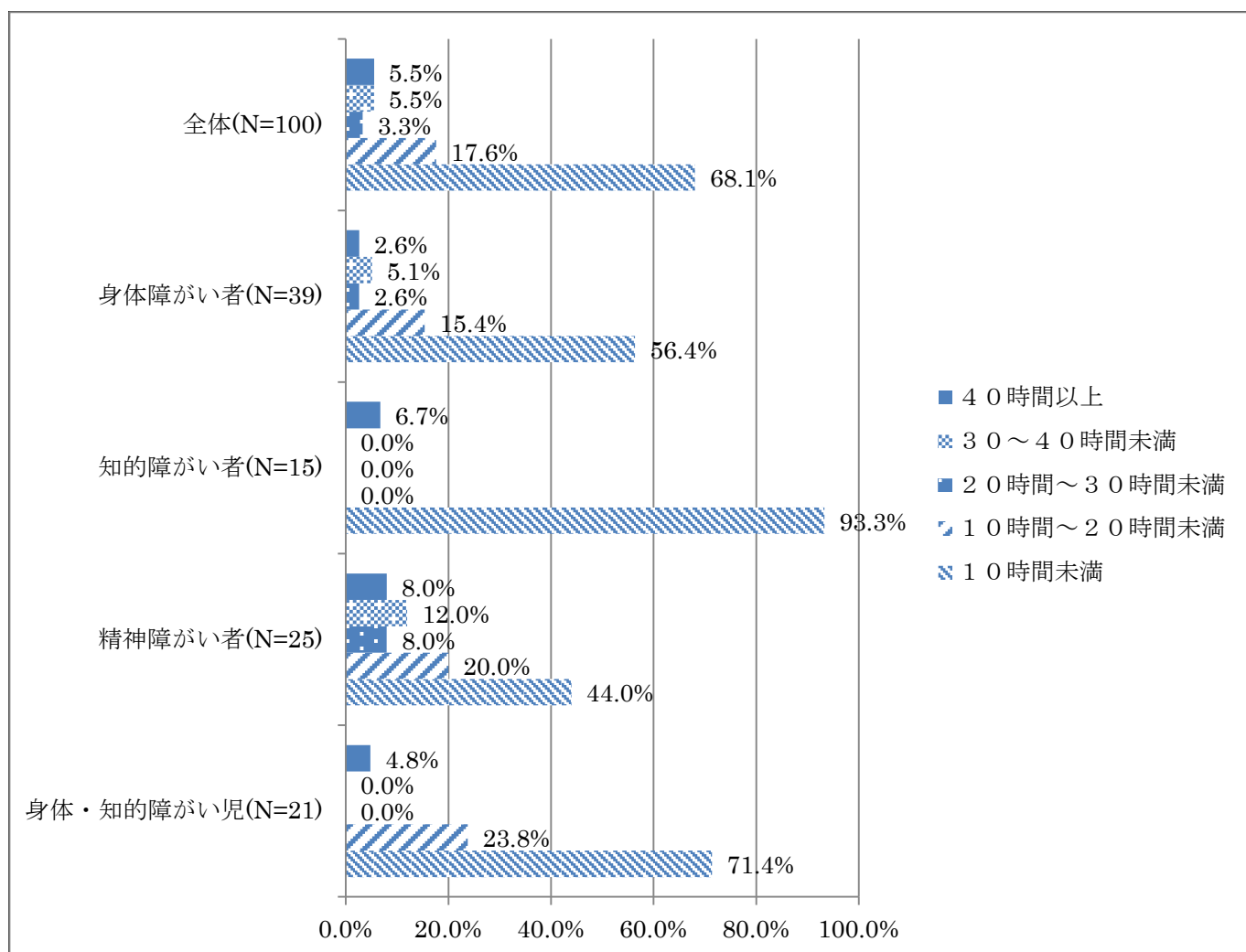
- ・外出目的は「買い物・理美容」が最も多く、次いで「食事・喫茶」、「医療機関の受診」となっている。
- ・身体障がい者の約5割が医療機関受診のために移動支援を利用していることが分かる。
- ・知的障がい者は医療機関の受診のために移動支援を利用していると回答した割合が低く、主に社会活動促進のための外出目的（後述の外出目的B）のために移動支援を利用していることが分かる。
- ・精神障がい者の約8割が医療機関受診のために移動支援を利用していることがわかり、他の障がい種別に比べると、居宅介護の通院等介助で支援できる外出目的（後述の外出目的A）で移動支援を利用していることがわかる。

2. 一月あたりの外出時間（支給決定者（実利用者のうち問8でガイドヘルパーと答えた方が回答）
（問10・11）

外出目的A 医療機関の受診・市役所や区役所等での手続き・相談

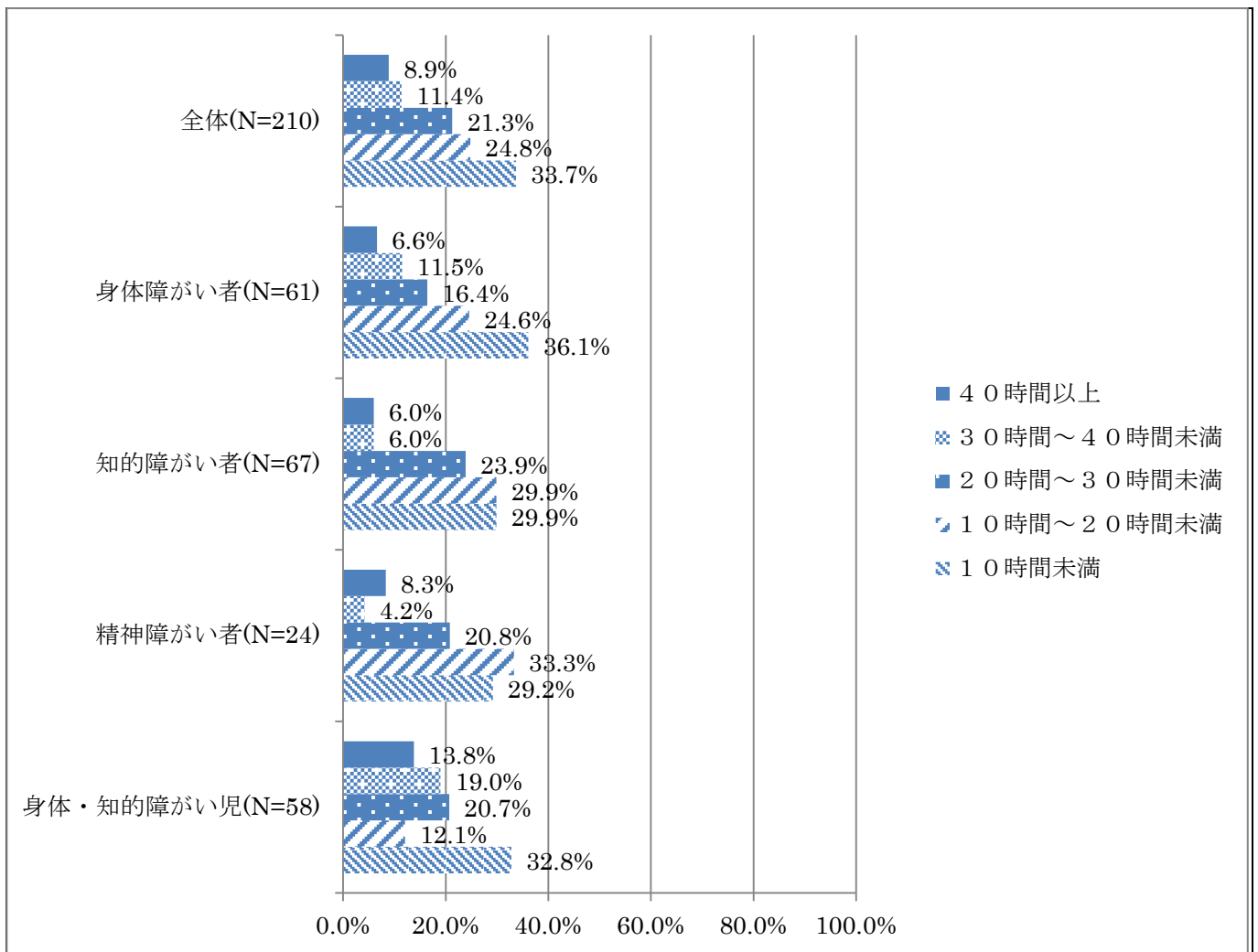
外出目的B 買い物・理美容，習い事やサークル活動への参加，映画・コンサート・スポーツ観戦，スポーツやレクリエーション，旅行，食事・喫茶，家族や知人の見舞い・親戚や友人宅を訪問，障がい者団体の活動への参加，公的機関が行う行事への参加（講演会等），冠婚葬祭への出席，銀行や郵便局での手続きなど上記A以外の外出

【外出目的A】



- 10時間未満と答えた方の割合が全体で約7割を占めており，後述の外出目的Bと比べると，利用時間が短いことが分かる。

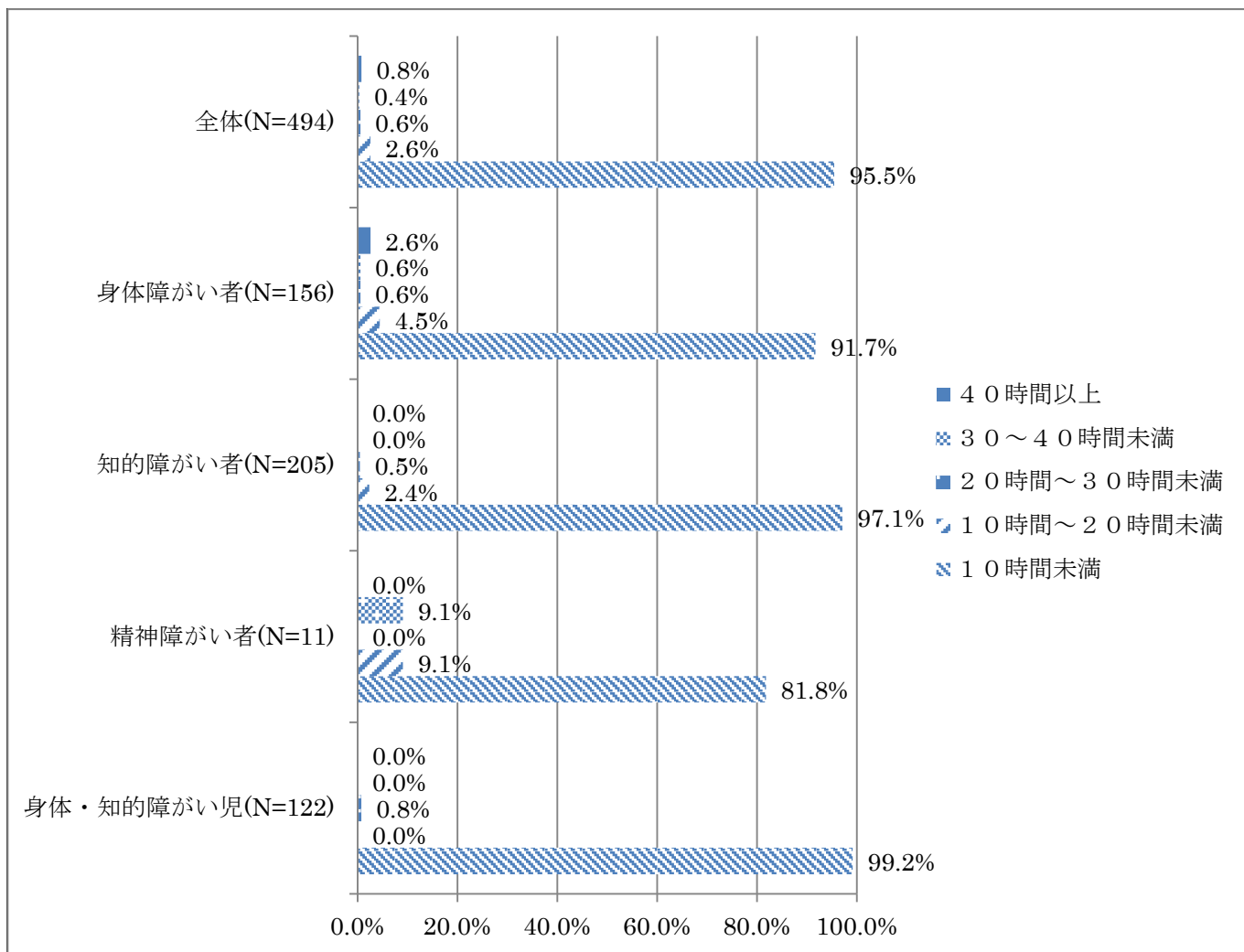
【外出目的B】



- 10時間未満と答えた方の割合が33.7%と最も多く、次いで、10時間～20時間未満、20時間～30時間未満であった。

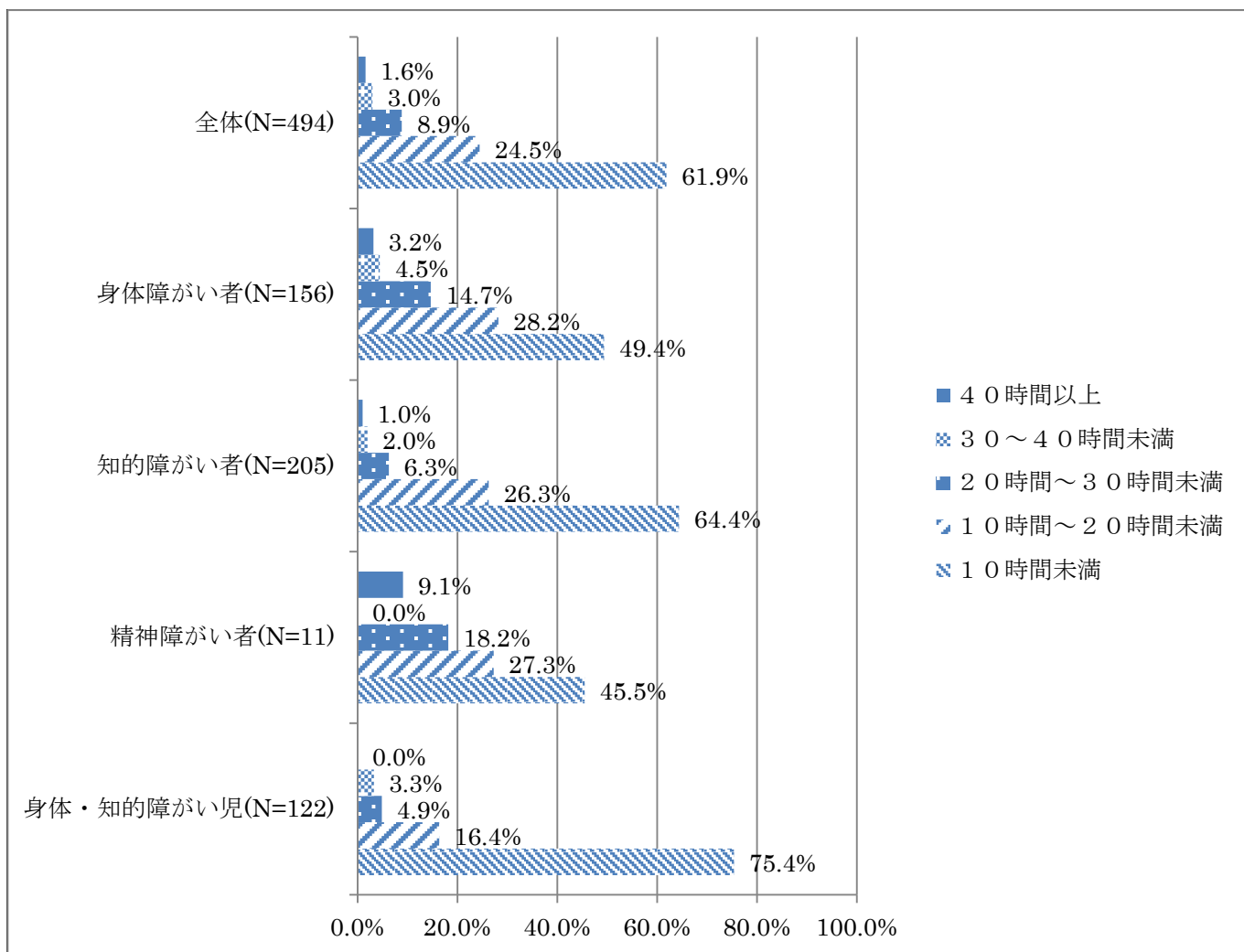
3. 一月あたりの外出時間（事業者回答、平成25年9月サービス分）（問5）

【外出目的A】



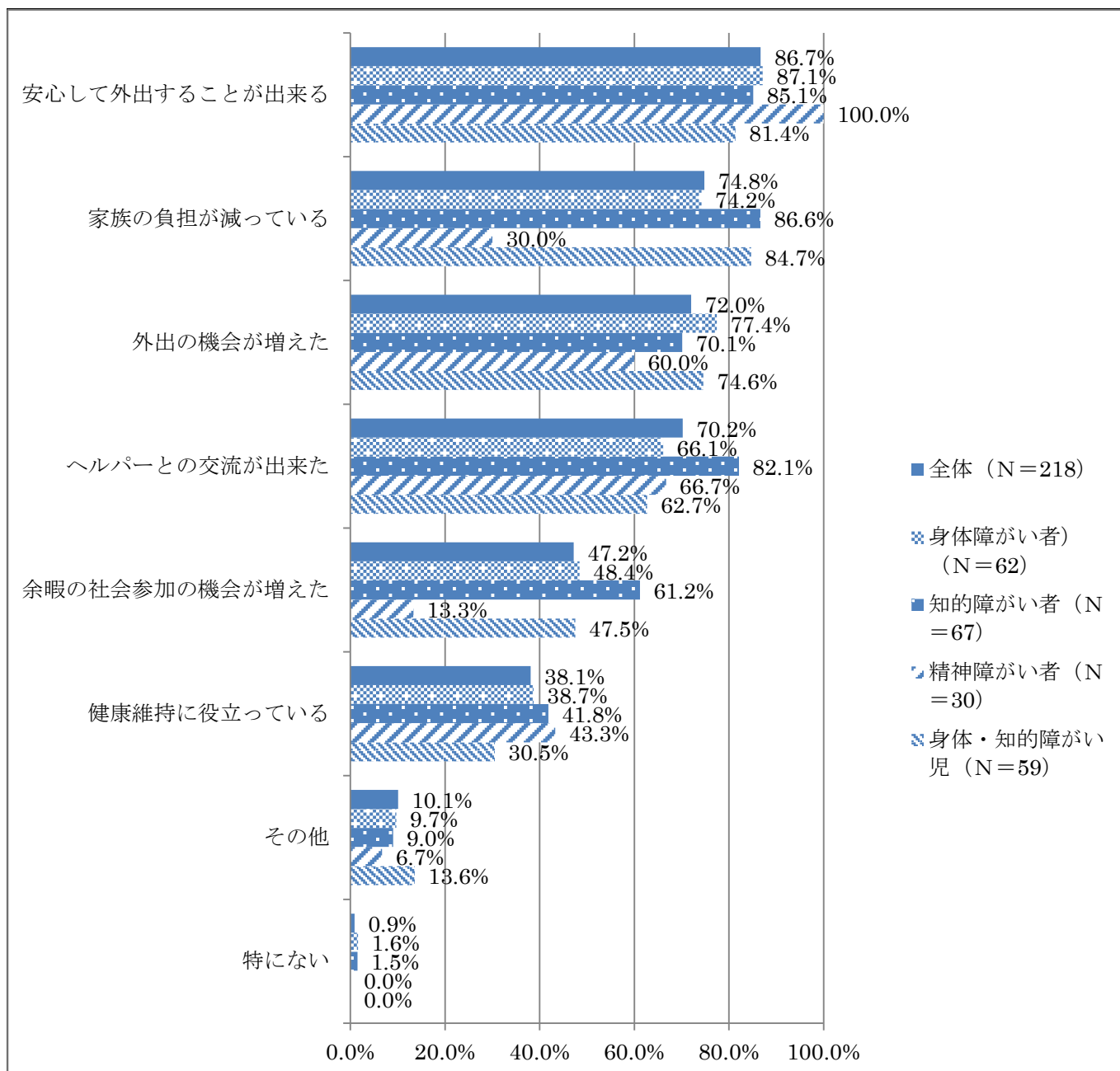
・10時間未満の割合が最も高い。うち0時間の者は、身体障がい者は75%、知的障がい者は83%、精神障がい者は45%、身体・知的障がい児は90%を占めている。

【外出目的B】



・10時間未満の割合が最も高く、次いで10時間～20時間未満、20時間～30時間未満となっている。うち0時間の者は、身体障がい者は5%、知的障がい者は10%、精神障がい者は9%、身体・知的障がい児は8%を占めている。

4. 移動支援事業を利用してよかったこと（支給決定者（実利用者）回答，複数回答）（問12）



・「安心して外出することが出来る」が86.7%と最も多く、次いで、「家族の負担が減っている」（74.8%）、「外出の機会が増えた」（72.0%）となっている。

・218名中、215名が移動支援事業を利用してよかったと回答しており、その理由も様々であり、利用者やその家族にとって移動支援事業は多岐にわたる効果を生み出していると思われる。

・「知的障がい者」と「身体・知的障がい児」は「家族の負担軽減」を選択している方の割合が他の障がい種別にくらべて高い。

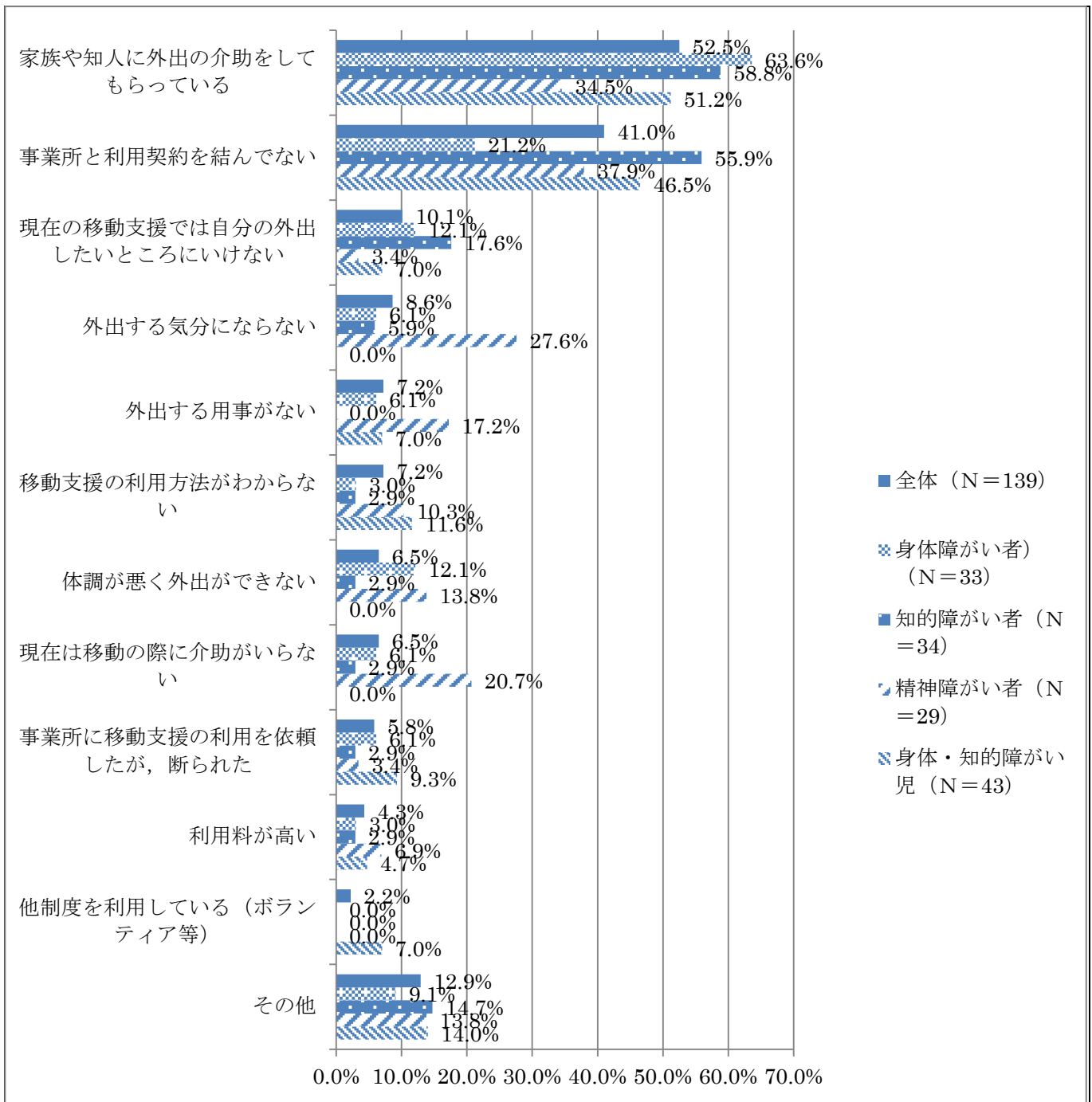
・「精神障がい者」の全員が「安心して外出できる」と回答している。

・「知的障がい者」は「ヘルパーとの交流が出来た」、「余暇の社会参加の機会が増えた」と回答している方の割合が他の障がい種別にくらべて高い。

・その他の意見として、行動範囲が狭いので、ストレス解消につながる。明るくなった（身体障がい者）。社会のルールを覚えられる。人との接し方も分かってくる。言葉が通じない時に助けてくれる（知的障がい者）。

対人恐怖症が、よくなりつつある（精神障がい者）。心も表情も明るくなり、感謝の気持ちが持てるようになった（身体・知的障がい児）などの意見があった。

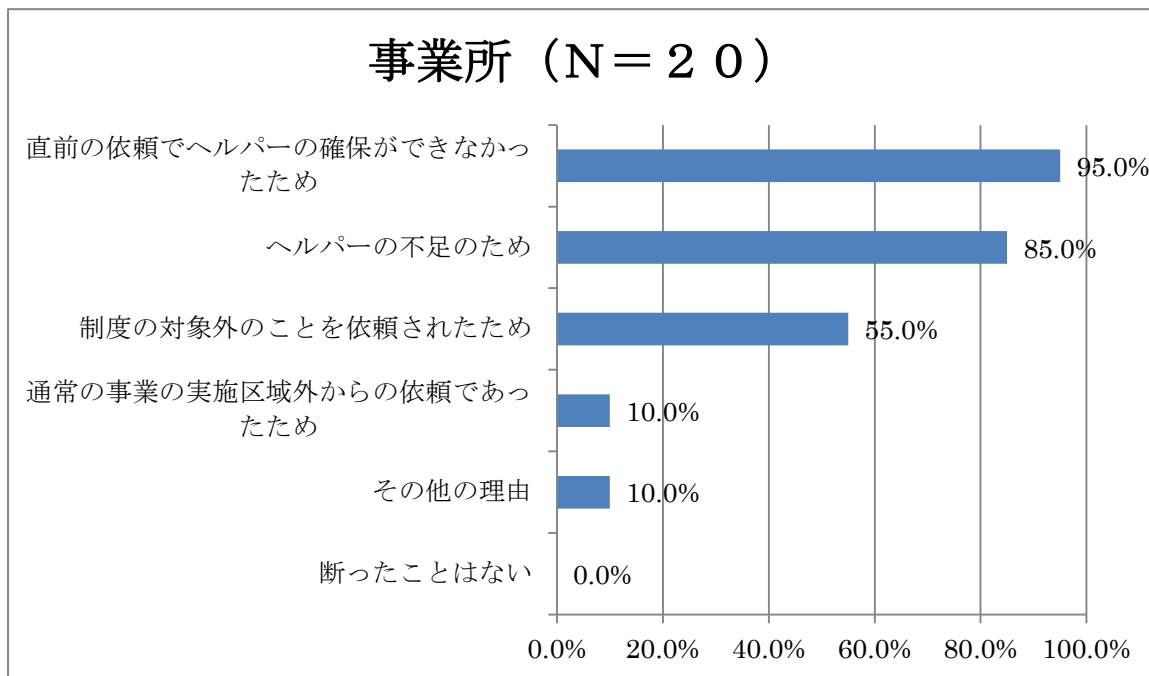
5. ガイドヘルパーを利用しない理由（支給決定者（未利用者）回答、複数回答）（問13）



- ・「家族や知人に外出の介助をしてもらっている」が52.5%と最も多く、次いで「事業所と利用契約を結んでいない」が41.0%、「現在の移動支援では自分の外出したいところに行けない」10.1%となっている。
- ・約4割がサービス事業所と契約しておらず、特に「知的障がい者」や「身体・知的障がい児」は他の種別にくらべるとその割合が高い。
- ・「精神障がい者」は他の障がい種別にくらべると「外出する気分にならない」「現在は移動の際に介助がいらな
- い」「外出する用事がない」と回答した方の割合が多い。
- ・「身体・知的障がい児」は他の障がい種別より、「他制度の利用」や「事業所に利用依頼を断られる」ことが多

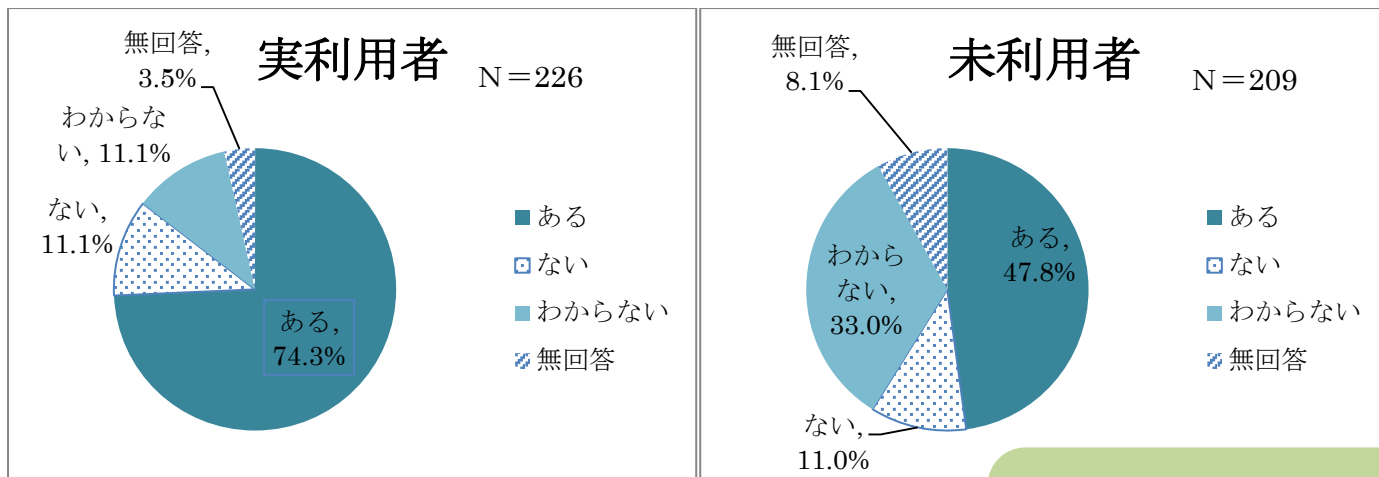
- い。
- ・139名中、14名が「現在の移動支援では自分の外出したいところに行けない」と回答している。
 - ・139名中、10名が「移動支援の利用方法がわからない」と回答している。

6. 移動支援の支給決定者から利用依頼を断る理由（支給決定者（事業所回答、複数回答）（問9）

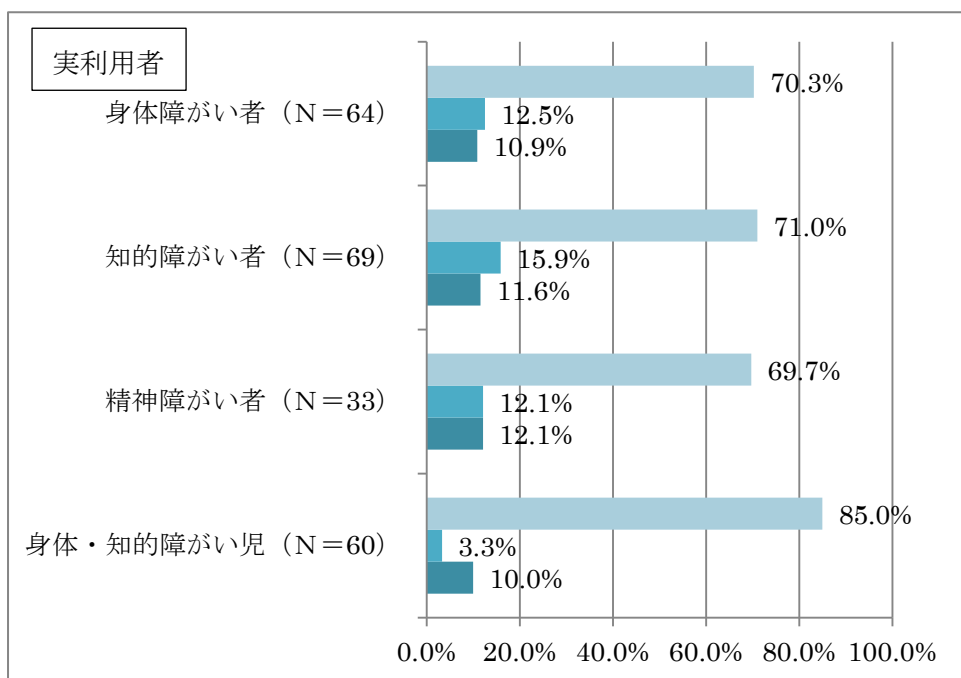


- ・「直前の依頼でヘルパーの確保ができなかった」が最も多い。
- ・「ヘルパーの不足」のため利用依頼を断ったと回答した事業所は20事業所中17事業所あった。
- ・「制度の対象外のことを依頼された」ため利用依頼を断ったと回答した事業所は11事業所あった。
- ・その他の理由として、過剰支援の予防のため利用依頼を断ったと回答した事業所もあった。

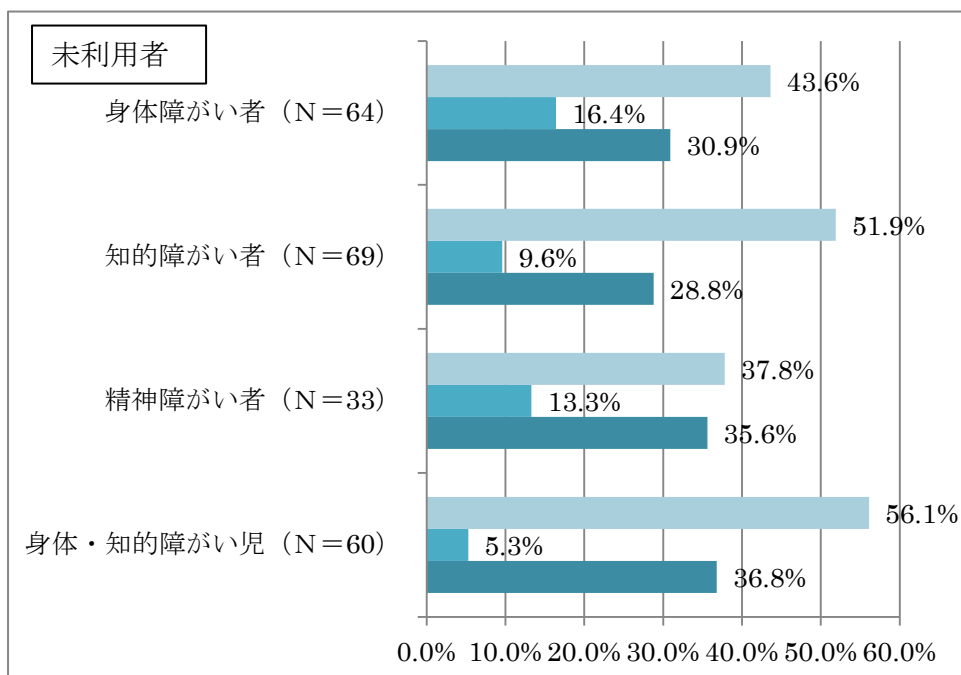
7. 移動支援事業で改善してほしいことの有無（支給決定者回答）（問14）



未利用者より実利用者のほうが改善してほしいことが「ある」と回答している。



実利用者・未利用者ともに「身体・知的障がい児」が「ある」と答えた割合が最も高く、次いで「知的障がい者」、「身体障がい者」、「精神障がい者」の順となっている。



8. 改善してほしいこと（支給決定者回答、問14であると答えた方、複数回答）（問15）、改善してほしいこと
の優先順位（支給決定者、問15に答えた方、上位3つ）（問16）

障がい種別	調査数（人）	ス① 利用内容を増やしてほ い		月② 4し支 0い給 時～量 間現を が在増 上はや 限原し ～則て		ほ③ し事 い業 所を 増や して		て④ ほへ しル いパ ーを 増や し		ア⑤ ッへ ルプ ルを パし ての ほス しキ ル		ほ⑥ し利 用料 を軽 減し て		いもす⑦ つる移 情動支 と援支 提報援 供し今 を事業 てより 業に 関		供報⑧ しを事 して業 業所 ほよ しり もに 関 つ と る 提 情		に⑨ ～そ の 他 （ 具 体 的		
		順位	%	順位	%	順位	%	順位	%	順位	%	順位	%	順位	%	順位	%	順位	%	
実利用者	身体障がい者	回答順位	45	1位	57.8	2位	28.9	6位	11.1	3位	26.7	5位	20.0	8位	6.7	4位	24.4	6位	11.1	0.0
		優先順位	45	1位	46.7	2位	20.0	4位	8.9	2位	20.0	5位	6.7	7位	4.4	5位	6.7	7位	4.4	17.8
	知的障がい者	回答順位	49	1位	79.6	5位	24.5	5位	24.5	3位	30.6	4位	28.6	8位	6.1	2位	32.7	7位	12.2	0.0
		優先順位	49	1位	65.3	4位	18.4	5位	12.2	2位	24.5	2位	24.5	8位	4.1	5位	12.2	7位	6.1	10.2
	精神障がい者	回答順位	23	1位	73.9	2位	39.1	5位	17.4	3位	21.7	6位	13.0	7位	8.7	3位	21.7	7位	8.7	0.0
		優先順位	23	1位	47.8	2位	21.7	3位	13.0	3位	13.0	5位	8.7	7位	4.3	5位	8.7	8位	0.0	0.0
	身体・知的障がい児	回答順位	51	1位	92.2	3位	29.4	8位	9.8	2位	33.3	4位	25.5	7位	13.7	5位	17.6	5位	17.6	0.0
		優先順位	51	1位	78.4	4位	19.6	7位	5.9	3位	23.5	2位	25.5	5位	11.8	6位	7.8	7位	5.9	9.8
小合計	回答順位	168	1位	76.8	2位	29.2	6位	15.5	2位	29.2	4位	23.2	8位	8.9	5位	24.4	7位	13.1	33.3	
小合計	優先順位	168	1位	61.9	3位	19.6	5位	9.5	2位	21.4	4位	17.9	7位	6.5	6位	8.9	8位	4.8	10.7	
未利用者	身体障がい者	回答順位	24	1位	79.2	8位	0.0	4位	20.8	4位	20.8	3位	29.2	6位	16.7	2位	41.7	7位	12.5	0.0
		優先順位	24	1位	66.7	8位	0.0	4位	12.5	4位	12.5	3位	16.7	4位	12.5	2位	20.8	7位	8.3	0.0
	知的障がい者	回答順位	27	1位	74.1	5位	14.8	8位	7.4	2位	33.3	5位	14.8	5位	14.8	3位	29.6	4位	25.9	0.0
		優先順位	27	1位	63.0	5位	11.1	8位	3.7	2位	25.9	5位	11.1	5位	11.1	3位	18.5	4位	18.5	3.7
	精神障がい者	回答順位	17	1位	76.5	8位	17.6	4位	35.3	3位	41.2	5位	29.4	5位	29.4	2位	52.9	5位	29.4	0.0
		優先順位	18	1位	38.9	4位	16.7	2位	27.8	2位	27.8	4位	16.7	7位	11.1	4位	16.7	7位	11.1	0.0
	身体・知的障がい児	回答順位	32	1位	75.0	8位	12.5	6位	18.8	3位	34.4	2位	40.6	7位	15.6	3位	34.4	3位	34.4	0.0
		優先順位	32	1位	65.6	8位	3.1	5位	12.5	3位	28.1	2位	31.3	5位	12.5	5位	12.5	4位	25.0	15.6
小合計	回答順位	100	1位	76.0	8位	11.0	6位	19.0	3位	32.0	4位	29.0	7位	18.0	2位	38.0	5位	26.0	26.0	
小合計	優先順位	101	1位	60.4	8位	6.9	7位	12.9	2位	23.8	3位	19.8	6位	11.9	4位	16.8	4位	16.8	5.9	
合計	回答順位	268	1位	76.5	5位	22.4	7位	16.8	2位	30.2	4位	25.4	8位	12.3	3位	29.5	6位	17.9	30.6	
合計	優先順位	269	1位	61.3	4位	14.9	6位	10.8	2位	22.3	3位	18.6	8位	8.6	5位	11.9	7位	9.3	8.9	

実利用者について

- ・「利用できるサービス内容を増やしてほしい」が最も多く、次いで「ヘルパーを増やしてほしい」、「支給量を増やしてほしい」となっている。優先順位についてもほぼ同様の順となっている。
- ・「知的障がい者」と「身体・知的障がい児」は「利用できるサービス内容を増やしてほしい」、「ヘルパーのスキルアップ」を優先して改善してほしいと回答している方の割合が他の障がい種別より高い。
- ・「知的障がい者」は「移動支援事業に関する情報を今より提供してほしい」と選択している方の割合が高い。
- ・「身体・知的障がい児」は「利用料の軽減」を優先して改善してほしいと回答している方の割合が他の障がい

種別より高い。

未利用者について

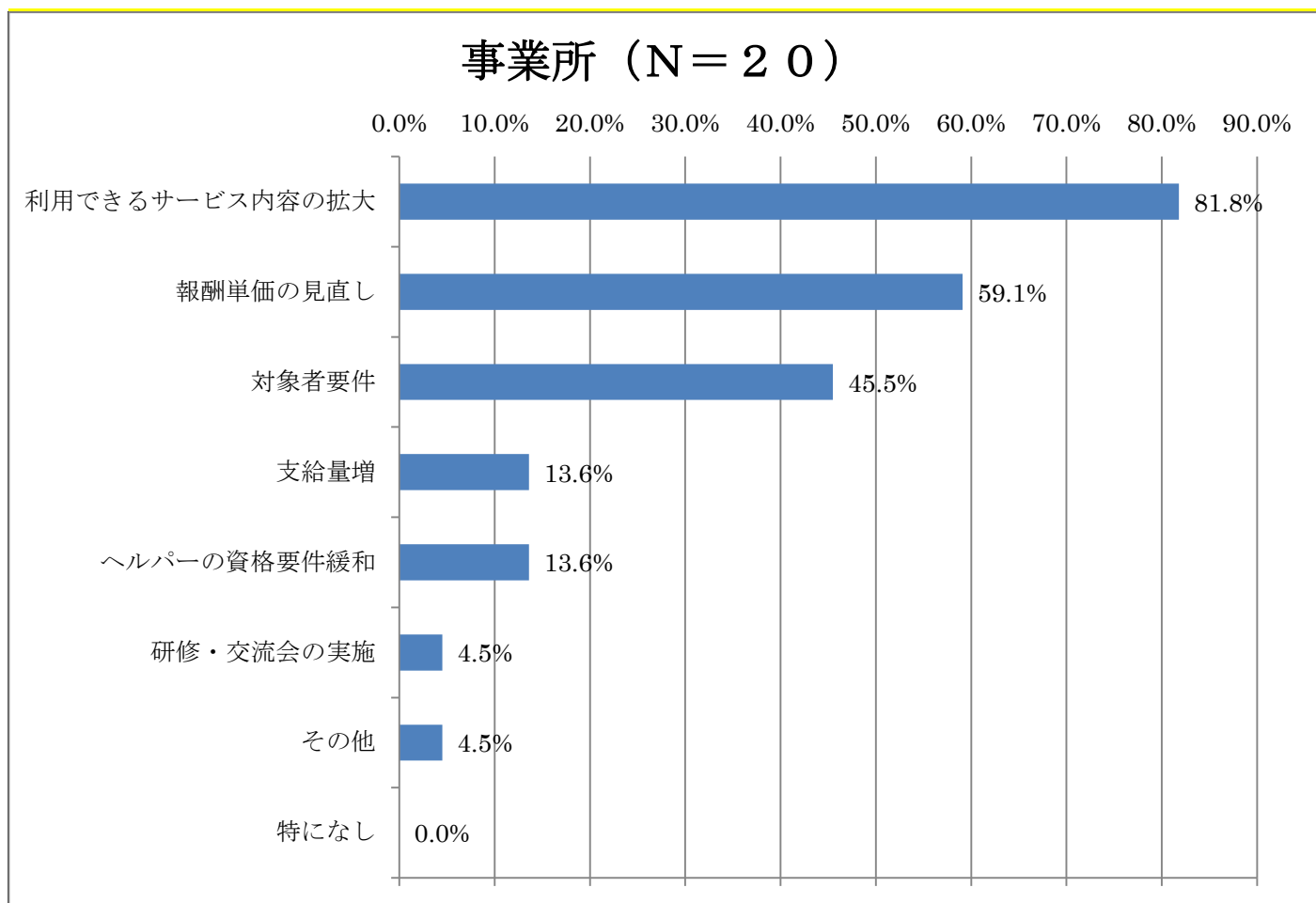
・未利用者も「利用できるサービス内容を増やしてほしい」が最も多く、次いで「移動支援事業に関する情報を今よりもっと提供してほしい」、「ヘルパーを増やしてほしい」となっている。優先順位は、「利用できるサービス内容を増やしてほしい」、「ヘルパーを増やしてほしい」、「ヘルパーのスキルアップ」の順となっている。

・「身体・知的障がい児」、「知的障がい者」は優先的に「事業所に関する情報」の改善をおこなってほしいと回答している方の割合が他の障がい種別より多い。

・「精神障がい者」は他の障がい種別にくらべて優先的に「事業所数」の改善をおこなってほしいと回答している方の割合が高い。

・「身体・知的障がい児」は「ヘルパーのスキルアップ」を優先的に改善してほしいと選択している方の割合が他の障がい種別にくらべて多い。

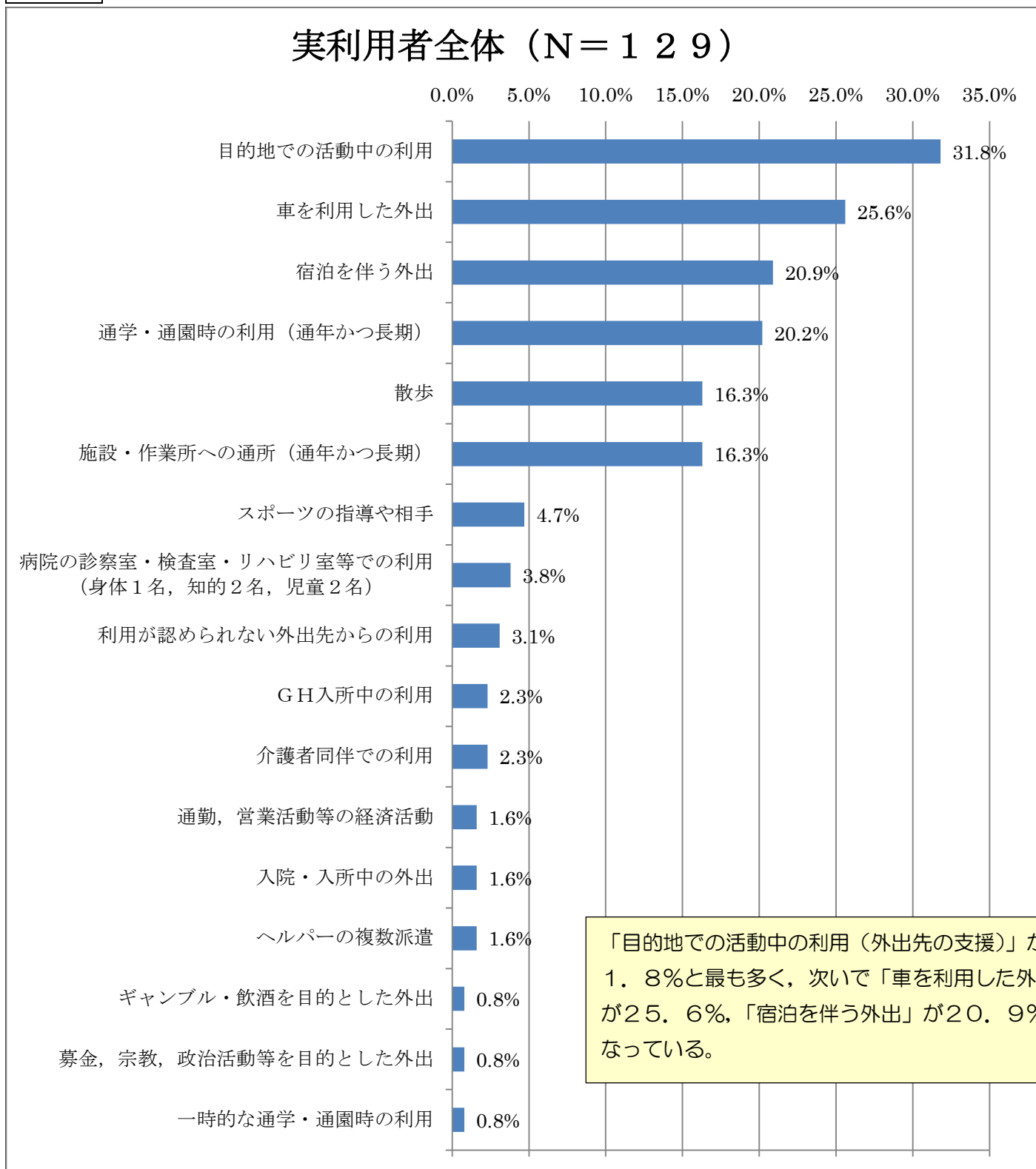
9. 改善してほしいことと優先順位（事業所回答，上位3つ）（問6）



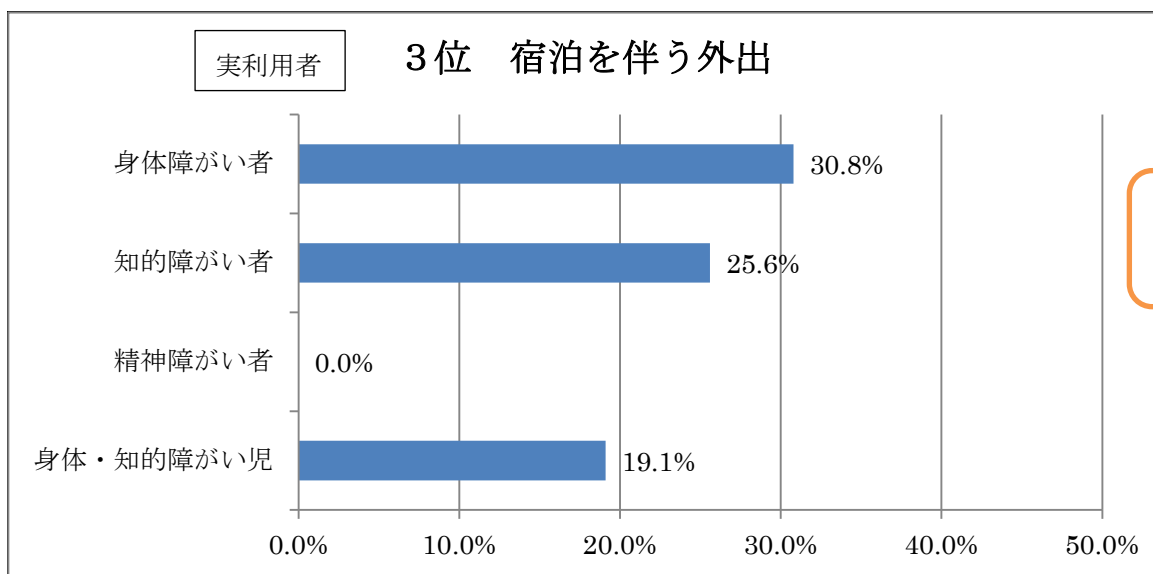
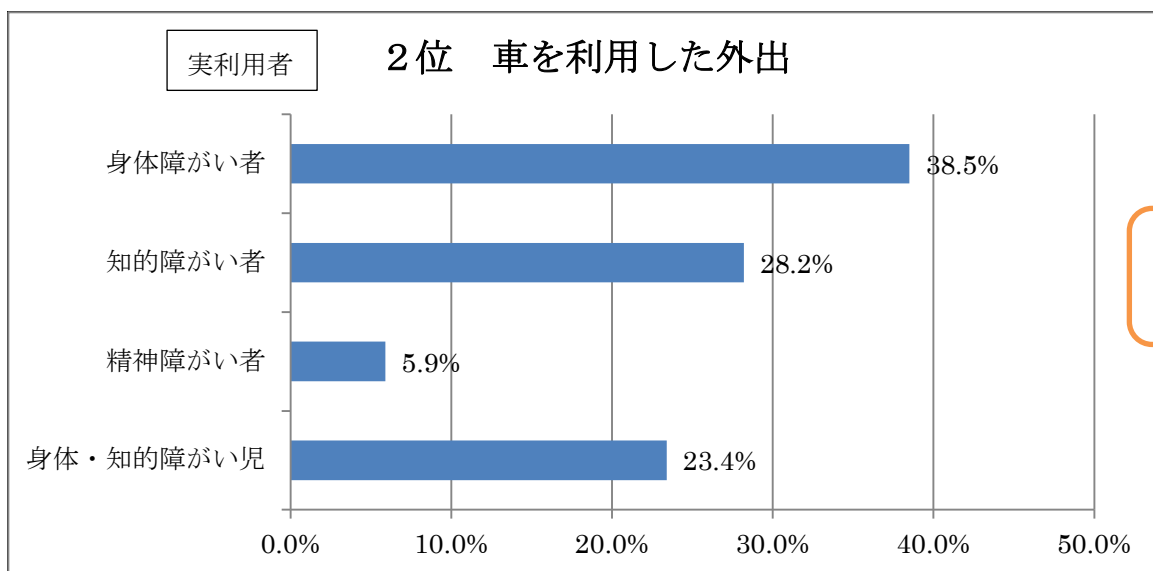
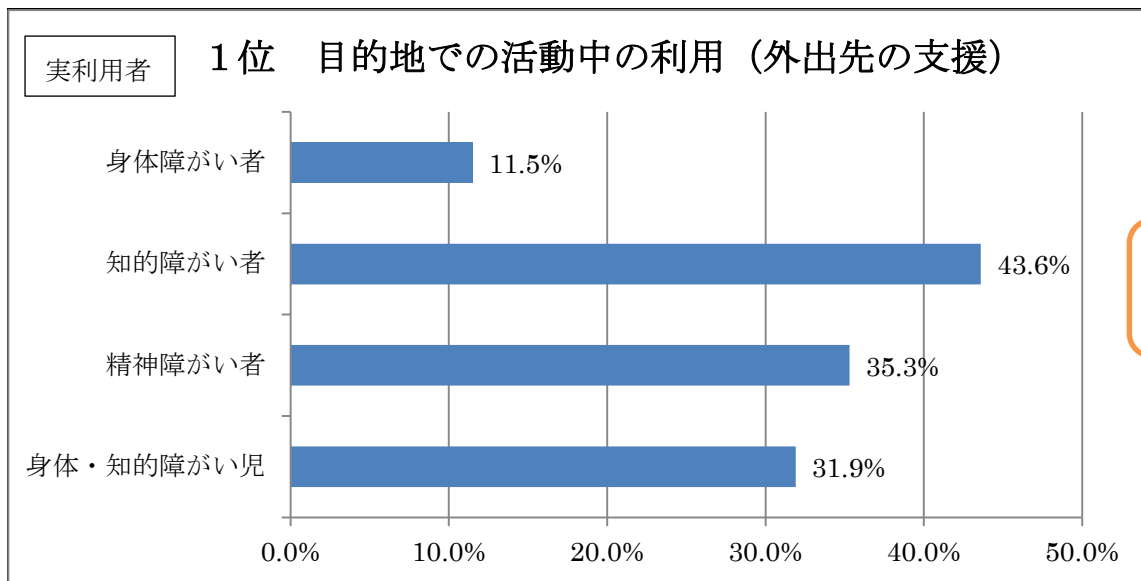
- ・改善してほしいこととして「利用できるサービス内容の拡大」を選択した事業所が最も多く（17事業所）、次いで「報酬単価の見直し」（13事業所）、「対象者要件」（10事業所）となっている。
- ・「報酬単価の見直し」については「非身体型の単価引き上げ」や「加算制度の創設」を求める声があがっている。
- ・「支給量」については、支給量の個別算定（原則にプラスして個人の生活状況に応じて追加時間を決定）や長期休み中の支給量上乘せ、支給量の繰り越しを求める声があがっている。
- ・「研修・交流会の実施」については、「精神障がい者の特性や対応」についての研修を求める声がある。
- ・「対象者要件」については、2事業所から「二肢障がい（1上肢1下肢に障がいがある場合）」、7事業所から「療育手帳B所持者」まで拡大してほしいとの意見があった。また、事業所アンケートの問8（対象者要件についての意見）では、今後、療育手帳Bへの対象拡大がなされたとしても現実的には支援を行っていくヘルパーが慢性的に不足しているため、「資格要件の緩和等によりヘルパーの確保」を行っていかないと十分なサービスを提供できないとの声があった。

10. 利用できるサービス内容に加えてほしいことと優先順位（支給決定者回答，問15で「利用できるサービス内容を増やしてほしい」と答えた方，上位3つ）（問17）

実利用者

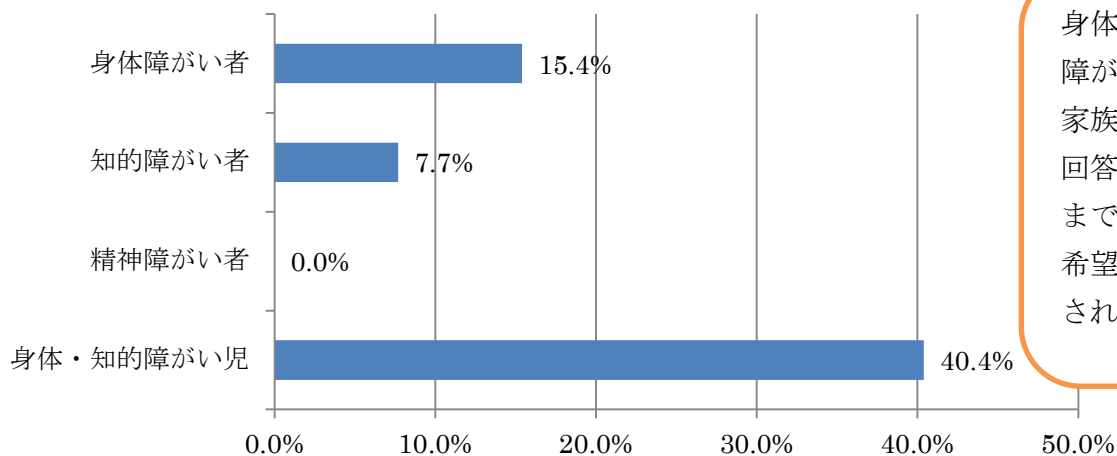


「介護者同伴」や「ヘルパーの複数派遣」については，やむを得ない場合は特例的に認めている。



実利用者

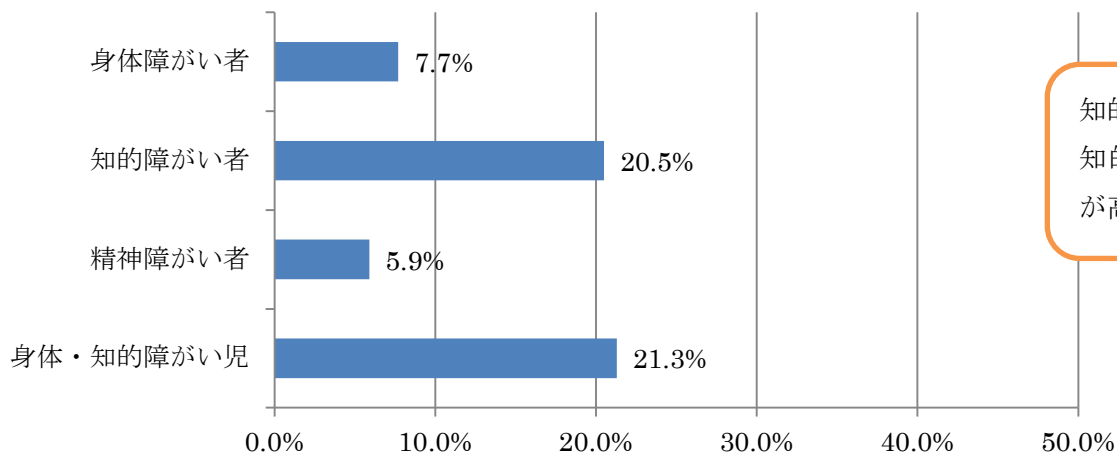
4位 通学・通園時の利用（通年かつ長期）



身体障がい者，知的障がい者については家族が本人に代わり回答しており，これまでの経験に基づき希望していると推測される

実利用者

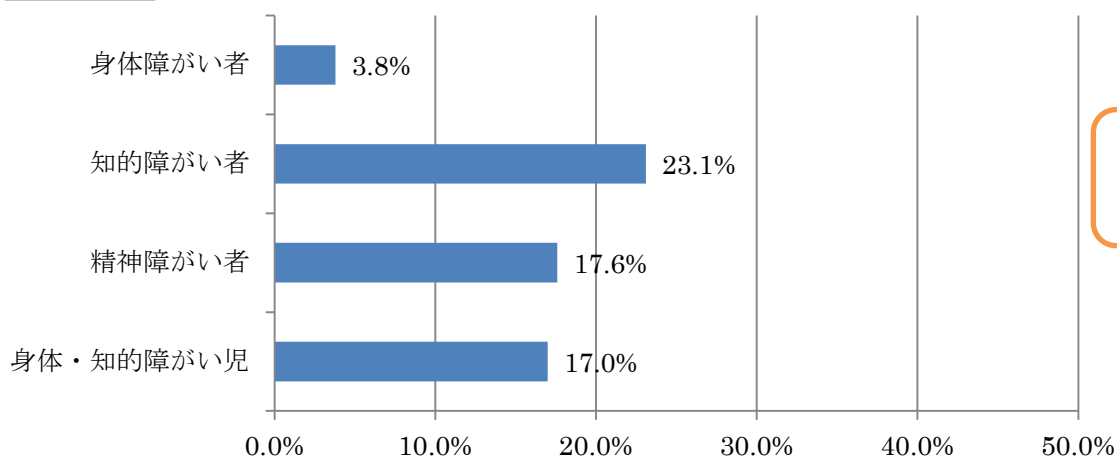
5位 散歩



知的障がい者，身体・知的障がい児の割合が高い

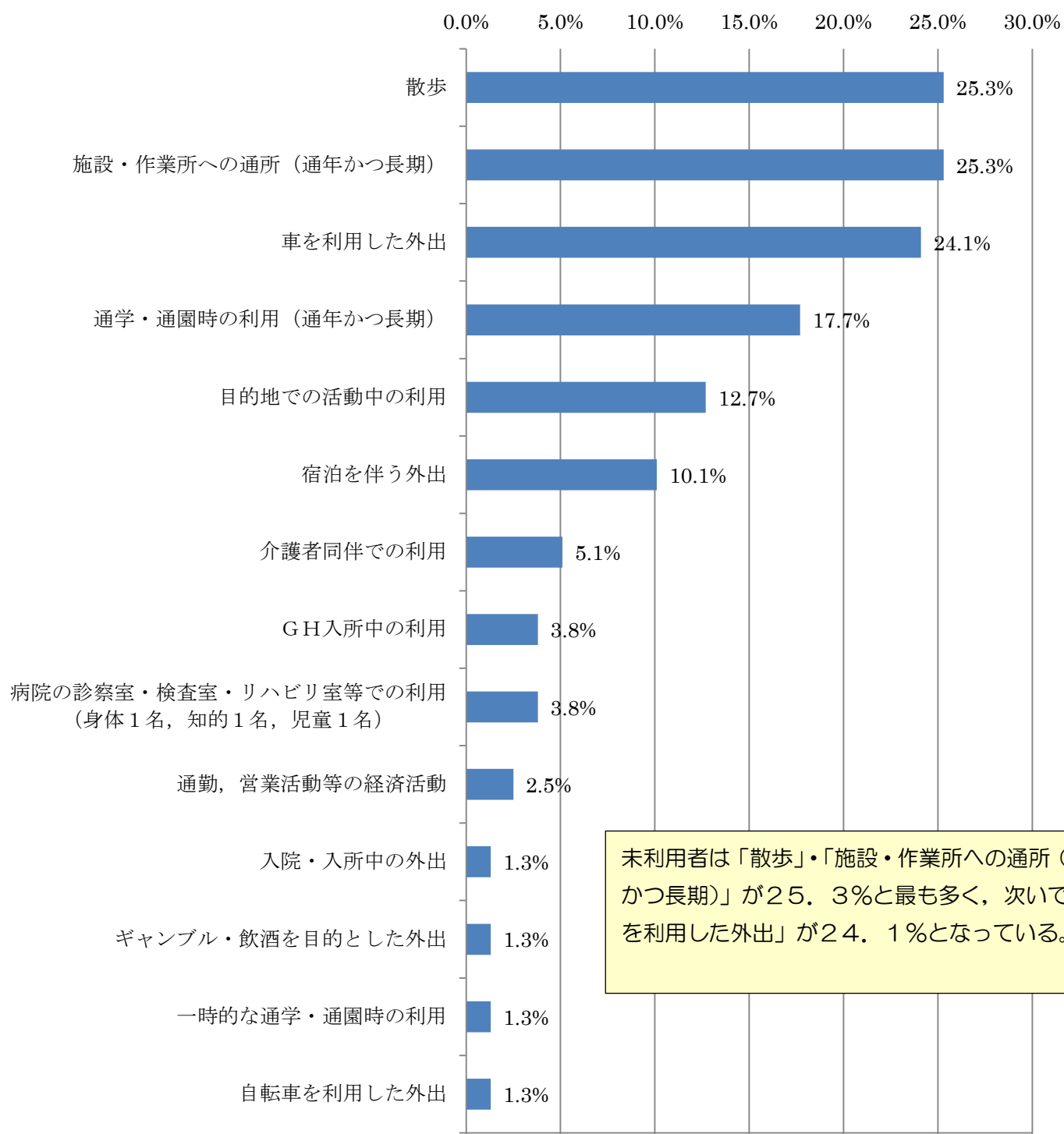
実利用者

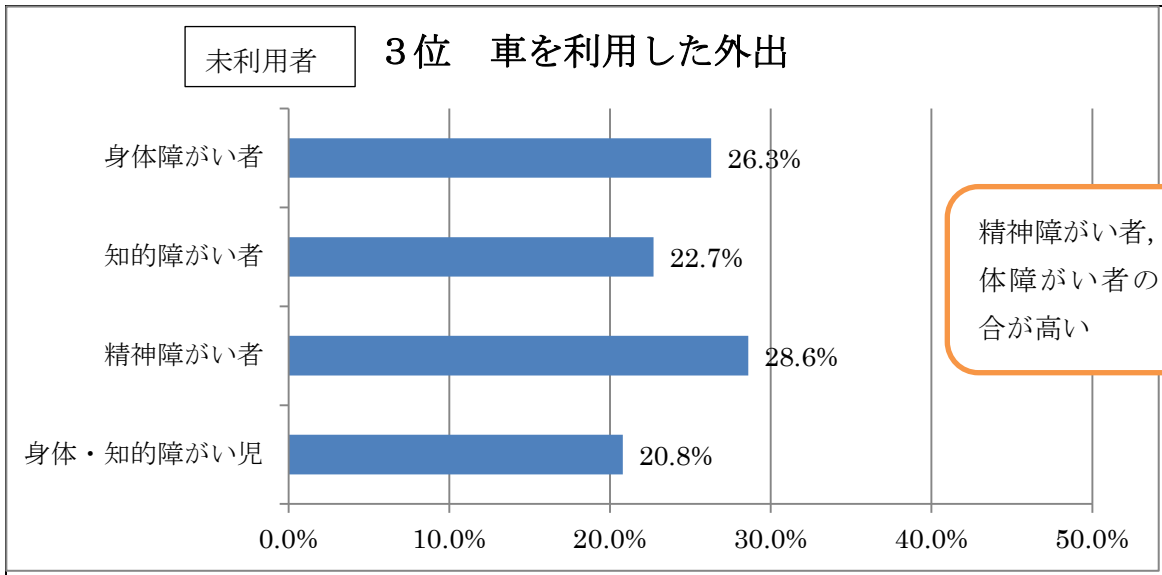
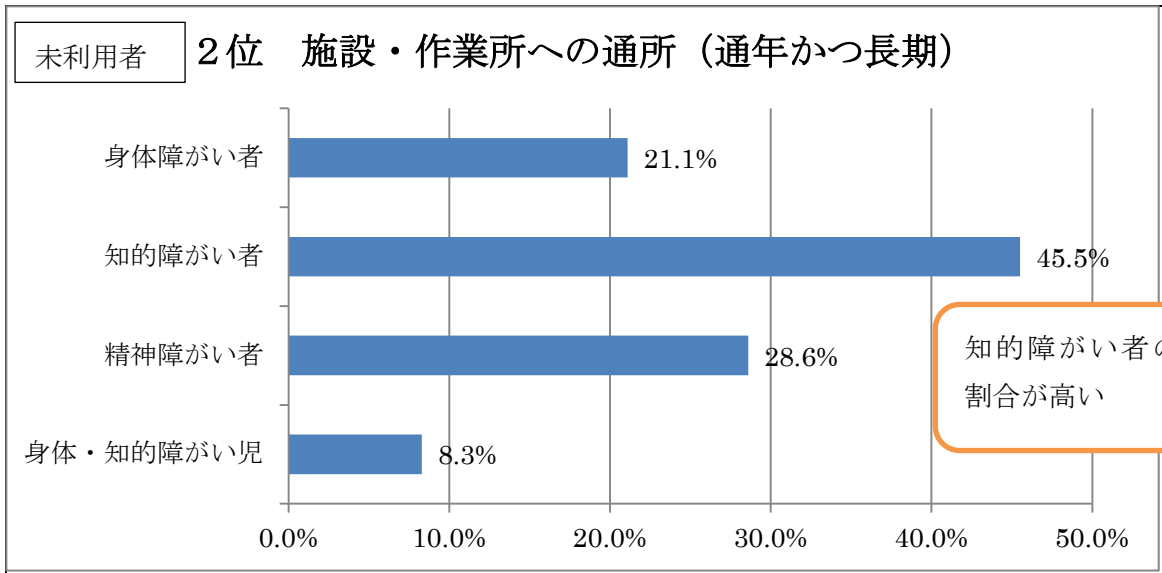
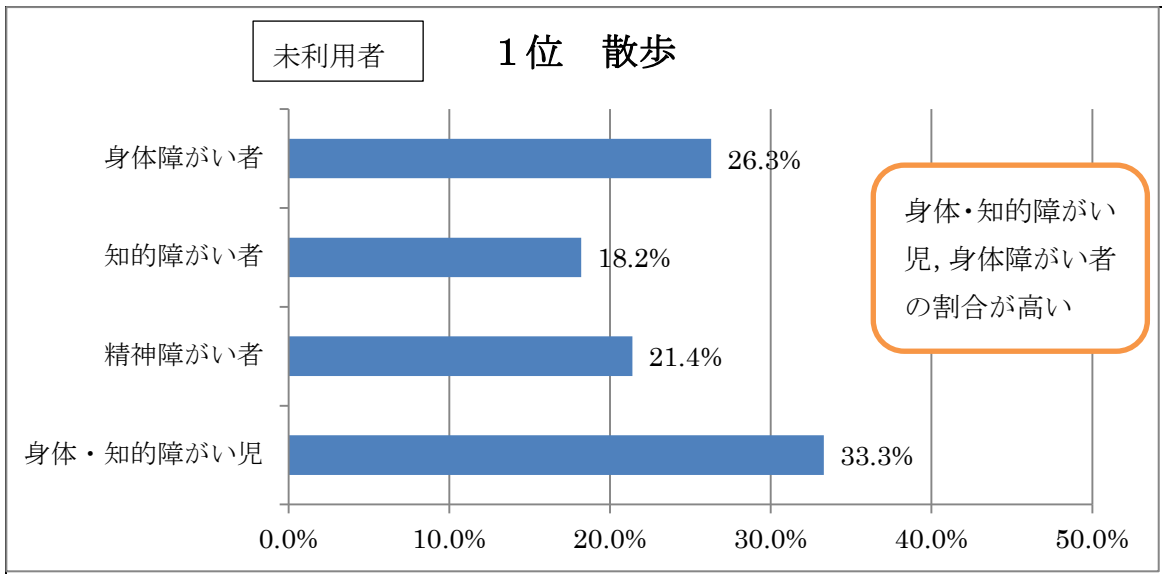
6位 施設・作業所への通所（通年かつ長期）

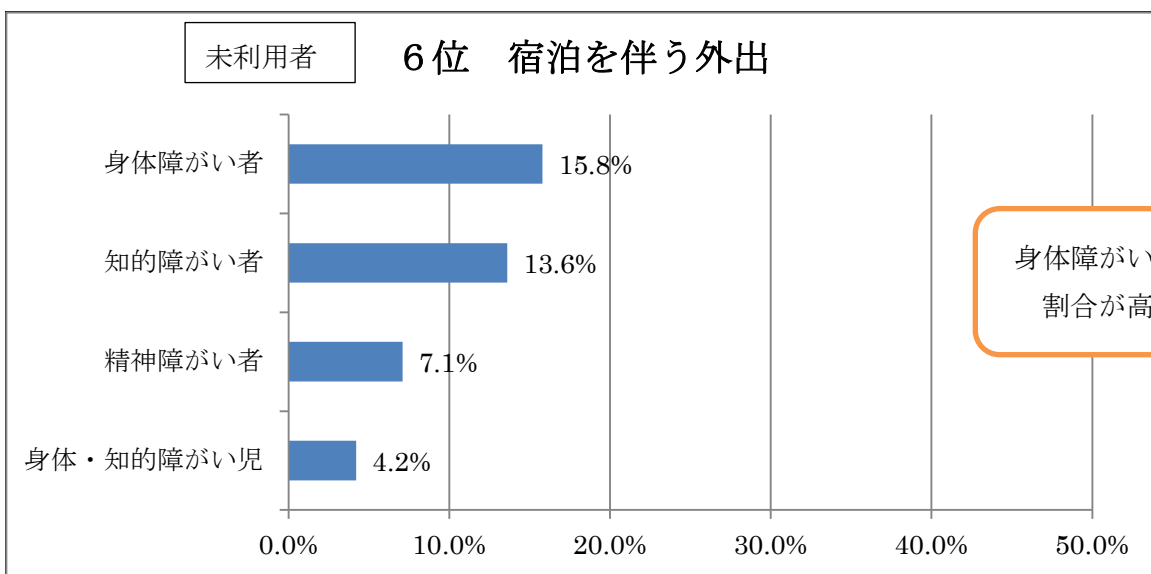
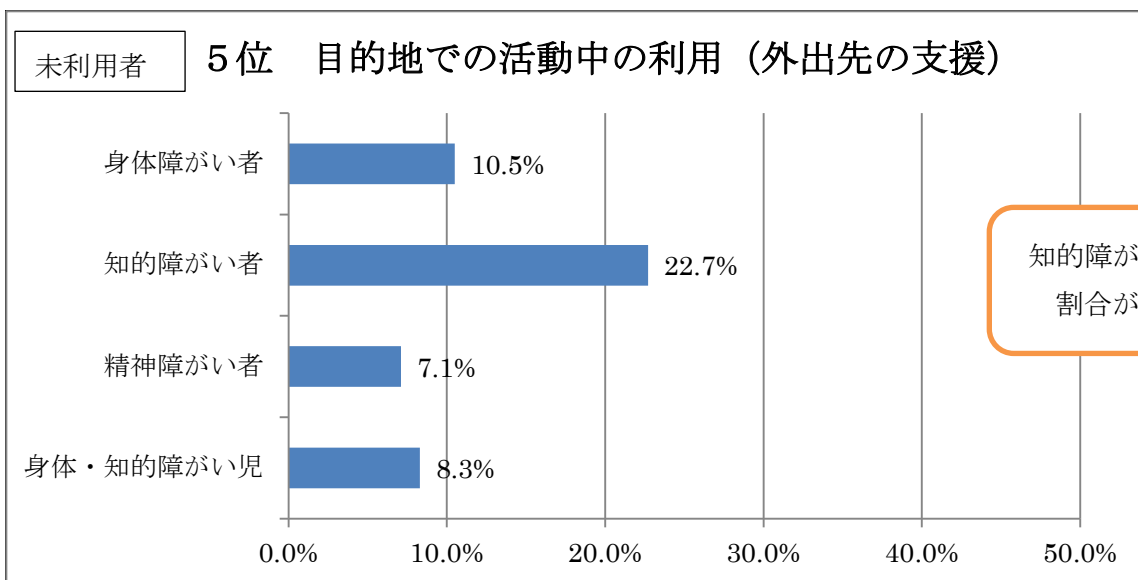
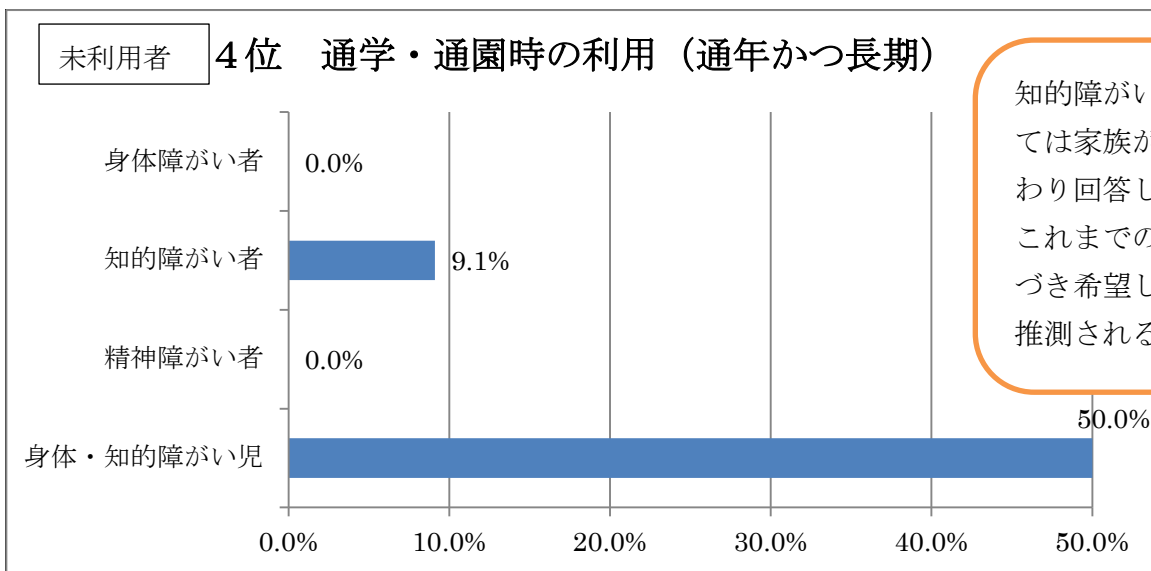


知的障がい者の割合が高い

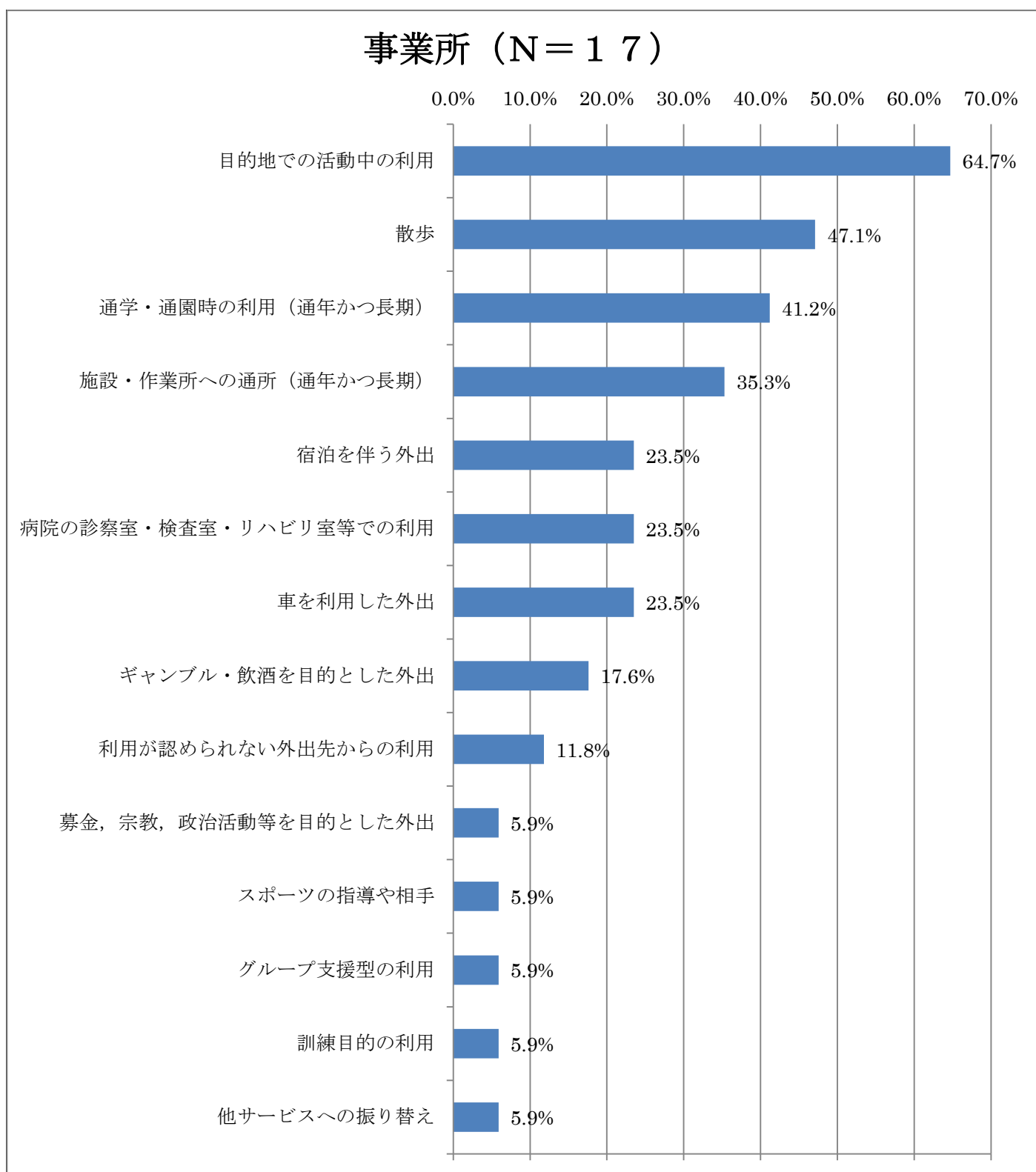
未利用者全体 (N = 79)







11. 利用できるサービス内容に加えてほしいことと優先順位（事業所回答，問6で「利用できるサービス内容の拡大」と答えた方，上位3つ）（問7）



事業所は「目的地での活動中の利用」が64.7%と最も多く，次いで「散歩」が47.1%，「通学・通園時の利用（通年かつ長期）」が41.2%となっている。

12. 利用できるサービス内容に加えてほしいことと優先順位（支給決定者、事業所、上位3つ）比較

	実利用者	%	未利用者	%	事業所	%
1位	目的地での活動中の利用	31.8	散歩	25.3	目的地での活動中の利用	64.7
2位	車を利用した外出	25.6	施設・作業所への通所（通年かつ長期）	25.3	散歩	47.1
3位	宿泊を伴う外出	20.9	車を利用した外出	24.1	通学・通園時の利用（通年かつ長期）	41.2
4位	通学・通園時の利用（通年かつ長期）	20.2	通学・通園時の利用（通年かつ長期）	17.7	施設・作業所への通所（通年かつ長期）	35.3
5位	散歩	16.3	目的地での活動中の利用	12.7	宿泊を伴う外出	23.5
6位	施設・作業所への通所（通年かつ長期）	16.3	宿泊を伴う外出	10.1	病院の診察室・検査室・リハビリ室等での利用	23.5
7位	スポーツの指導や相手	4.7	介護者同伴での利用	5.1	車を利用した外出	23.5
8位	病院の診察室・検査室・リハビリ室等での利用	3.8	GH入所中の利用	3.8	ギャンブル・飲酒を目的とした外出	17.6
9位	利用が認められない外出先からの利用	3.1	病院の診察室・検査室・リハビリ室等での利用	3.8	利用が認められない外出先からの利用	11.8
10位	GH入所中の利用	2.3	通勤、営業活動等の経済活動	2.5	募金、宗教、政治活動等を目的とした外出	5.9
11位	介護者同伴での利用	2.3	入院・入所中の外出	1.3	スポーツの指導や相手	5.9
12位	通勤、営業活動等の経済活動	1.6	ギャンブル・飲酒を目的とした外出	1.3	グループ支援型の利用	5.9
13位	入院・入所中の外出	1.6	一時的な通学・通園時の利用	1.3	訓練目的の利用	5.9
14位	ヘルパーの複数派遣	1.6	自転車を利用した外出	1.3	他サービスへの振り替え	5.9
15位	ギャンブル・飲酒を目的とした外出	0.8				
16位	募金、宗教、政治活動等を目的とした外出	0.8				
17位	一時的な通学・通園時の利用	0.8				

・「目的地での活動中の利用」については実利用者、事業所の回答割合が高く、特に事業所は64.7%が選択している。

・「散歩」については未利用者、事業所の回答割合が高い。

・「宿泊を伴う外出」については、実利用者、事業所の回答割合が高い。

・「通学・通園時の利用（通年かつ長期）」については、事業所の回答割合が高く、実利用者・未利用者は同程度の回答割合である。

- ・「施設・作業所への通所」については、未利用者、事業所の回答割合が高い。

13. 国の動向

- ・平成26年度二十一大都市心身障害者(児)福祉主管課長会議の要望として「移動支援の個別給付化」を国に対して行っている。要望に対し、厚生労働省は以下の回答をおこなっている。

(回答)

通学については文部科学省と調整が必要。通勤については、障害者差別解消法が成立し、合理的配慮に関する規定もできるため、民間事業者にも努力していただかないといけない部分もある。制度改正の課題と考えているので、どこまで障害福祉サービスで持つべきなのか、自治体の意見も聴きながら検討したい。